

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

平成30年9月1日

▶ TOPIC 愛知県の最低賃金が898円となります。(平成30年10月～)

毎年、この時期に最低賃金が改定されます。今年も大幅増額という結果となりました。どの職種でも改定が必要となります。

実習生はもちろん、月給制・日給制の労働者についても、基本給の時間当たりが最低賃金以上になっているかの確認を行って下さい。

愛知 871円 → 898円 岐阜 800円 → 825円 三重県 820円 → 846円

愛知県は27円UPです

▶ TOPIC 有給休暇の付与義務化が開始されます(平成31年4月～)

年次有給休暇の付与日数が10日以上を労働者を対象に、有給休暇のうち年5日については、会社は必ず労働者に取得させなければならないこととなります。

有給休暇の付与に関しては、あらかじめ時季を指定することが義務付けられていることから、次のような対策が求められます。

- ① 会社全体で一斉付与日进行を設ける
- ② 部署ごとに計画的に付与日进行を設ける
- ③ 個人ごとに業務の繁閑や希望日等を考慮して付与日进行を設ける

※年の起算日については、新たな権利が付与される基準日から1年とします。

罰則規定も
定められます

▶ TOPIC 36 協定で特別条項を設定するときの注意点(平成31年4月～)

時間外・休日労働に関する協定届(通称:36 協定)に関して、原則1ヶ月45時間(同42時間)を超えて時間外・休日労働をさせる場合は、労使が合意して特別条項入りの労使協定の締結をしています。

来年度(H31年4月)以降…、
特別条項入りの36 協定を締結・届出する際は、労働者への健康確保措置の記載が必要になります。

なお、健康確保措置の項目については、以下の項目が案として挙げられています。

- ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること
- ② 深夜時間帯に労働させる回数を1ヶ月について一定回数以内とすること
- ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること(インターバル制度)
- ④ 労働者の勤務状況および健康状態に応じて代償休日または特別休暇を付与すること
- ⑤ 労働者の勤務状況および健康状態に応じて健康診断を実施すること
- ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得することを含めてその取得を促進すること
- ⑦ 心と体の健康問題についての相談窓口を設置すること
- ⑧ 労働者の勤務状況および健康状態に配慮し、必要な場合は適切な部署へ配置転換すること
- ⑨ 必要に応じて産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保険指導を受けさせること



長時間労働させる企業は
新たな措置の導入を
強えられることになりそうです